

令和元年 11 月 18 日

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する  
省令案について  
（令和元年 11 月 18 日 諮問第 24 号）

[ローカル 5 G 等の導入]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長、木原)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(大塚課長補佐、下地係長)

電話：03-5253-5893

# 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案

## （ローカル 5 G 等の導入）

### 1 諮問の概要

地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第 5 世代移動通信システム（ローカル 5 G）は、地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できるものであり、本年 6 月 18 日に情報通信審議会から技術的条件の一部答申を受けたところである。

本件は、当該答申を受けて、28GHz 帯のローカル 5 G 及び 2.5GHz 帯の自営等 BWA の導入に必要な規定の整備を行うものである。

### 2 変更概要

- 自営等 BWA の定義を整備するとともに、自営等 BWA については公共の福祉の増進に寄与する計画の保有を要しない旨規定を整備  
【無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第 3 条】
- 特定無線局（包括免許）の対象とする無線局並びに無線設備の規格として、ローカル 5 G 及び自営等 BWA の陸上移動局を追加  
【電波法施行規則第 15 条の 2、第 15 条の 3 等】
- ローカル 5 G の定義を整備するとともに、広帯域移動無線アクセスシステムについて自営等 BWA による一般業務も含めるよう定義を変更
- ローカル 5 G の無線設備の規定を整備  
【無線設備規則第 3 条、第 14 条、第 49 条の 6 の 12 等】

### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（公布日の施行を予定）。

# 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の 根本的基準等の一部を改正する省令案について （ローカル5G等の導入）

---

2019年11月 総務省

## <5Gの主要性能>

超高速  
超低遅延  
多数同時接続



最高伝送速度 10Gbps  
1ミリ秒程度の遅延  
100万台/km<sup>2</sup>の接続機器数

## 5Gは、AI/IoT時代のICT基盤

低遅延

移動体無線技術の  
高速・大容量化路線

2G 3G LTE/4G  
1993年 2001年 2010年

**5G**  
2020年

同時接続

### 超高速

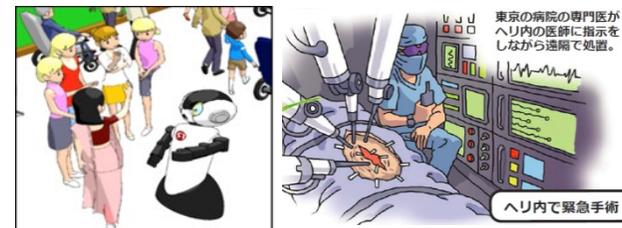
現在の移動通信システムより  
100倍速いブロードバンドサー  
ビスを提供



⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード (LTEは5分)

### 超低遅延

利用者が遅延(タイムラグ)を  
意識することなく、リアルタイム  
に遠隔地のロボット等を操作・  
制御



ロボットを遠隔制御

東京の病院の専門医が  
ヘリ内の医師に指示を  
しながら遠隔で処置。  
ヘリ内で緊急手術

⇒ ロボット等の精緻な操作 (LTEの10倍の精度) をリア  
ルタイム通信で実現

### 多数同時接続

スマホ、PCをはじめ、身の回り  
のあらゆる機器がネットに接続



⇒ 自宅屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続  
(LTEではスマホ、PCなど数個)

社会的なインパクト大

# ローカル5Gの概要

- ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて**地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築**できる5Gシステム。

## <他のシステムと比較した特徴>

- 携帯事業者の5Gサービスと異なり、
  - 携帯事業者によるエリア展開が遅れる地域において5Gシステムを**先行して構築可能**。
  - 使用用途に応じて**必要となる性能を柔軟に設定**することが可能。
  - **他の場所の通信障害や災害などの影響を受けにくい**。
- Wi-Fiと比較して、**無線局免許に基づく安定的な利用が可能**。

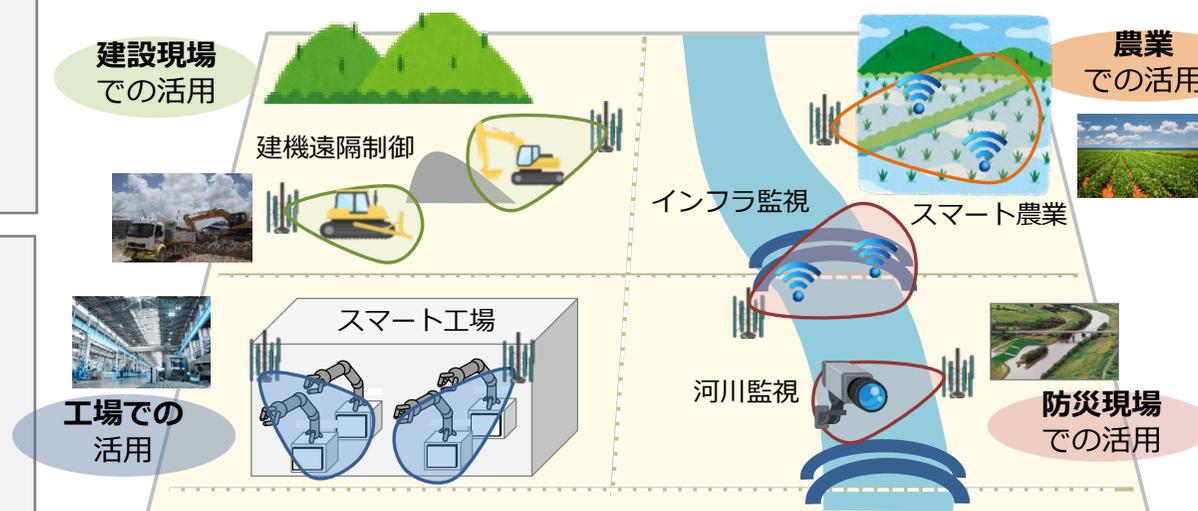
### ゼネコンが建設現場で導入 建機遠隔制御



### 事業主が工場へ導入 スマートファクトリ



## 建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用



### 農家が農業を高度化する 自動農場管理



### 自治体等が導入 河川等の監視



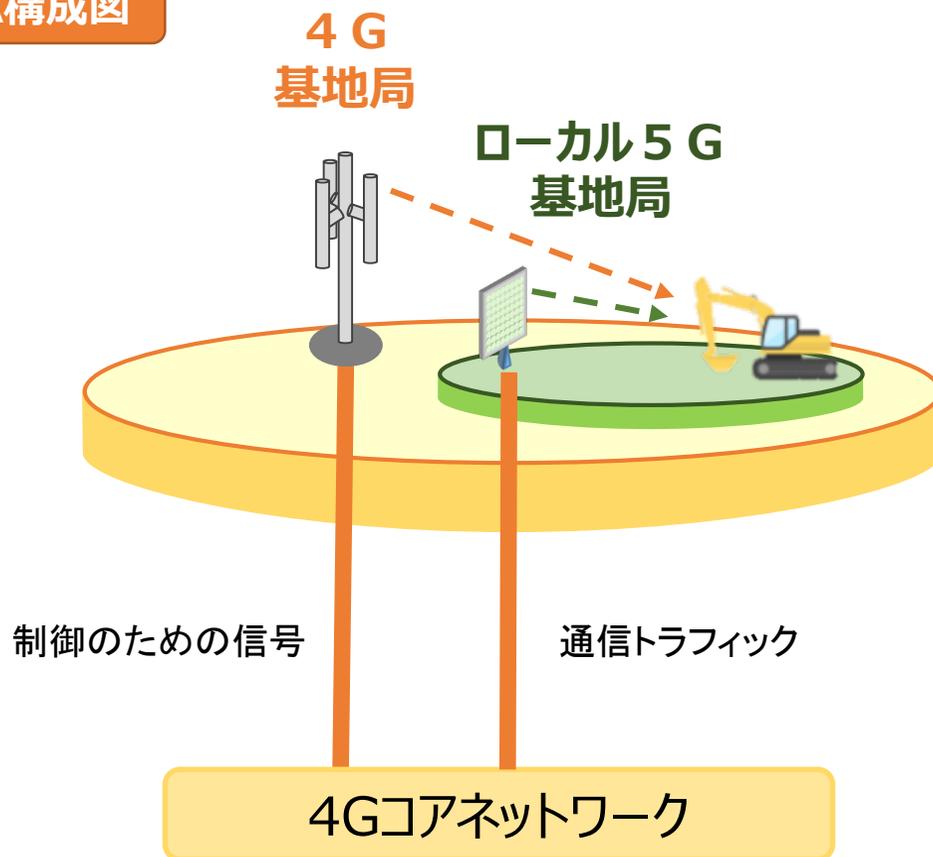
センサー、4K/8K





- 5Gは、導入当初の技術仕様上、ローカル5Gの基地局に加えて、制御のための信号をやりとりするために、**4Gの基地局、コアネットワークを確保する必要**がある。【NSA構成】
- 来年以降には、**ローカル5Gの基地局、コアネットワークのみで動作するネットワーク構成が可能**となる見込み。【SA構成】

## NSA構成図



ローカル5G事業者等が、局所的な4Gの基地局、コアネットワークを自前で運用する仕組み（自営等BWA）を合わせて整備することが必要。

この他、既存の全国MNOや地域BWA事業者から4Gの基地局やコアネットワークを借り受けることも可能。

- 28.2-28.3GHzにおけるローカル 5 Gについては当分の間、「自己の建物内」又は「自己の土地内」の利用を基本とする。
- 他者の建物又は土地等での利用は当分の間、一定の条件の範囲で固定通信の利用に限定する。

※ 4.6-4.8GHz及び28.3-29.1GHzにおいては、必ずしも下記考えに縛られずに今後検討することとし、28.2-28.3GHzについても、今後追加検討をする可能性あり。

## ■ 自己土地利用

- 「自己の建物内」又は「自己の土地内」で、建物又は土地の所有者等※に免許することを基本とする。
- 建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼された者も、依頼を受けた範囲内で免許取得を可能とする。

※ 所有権の他に、賃借権や借地権等を有する者を含むものとする。

## ■ 他者土地利用

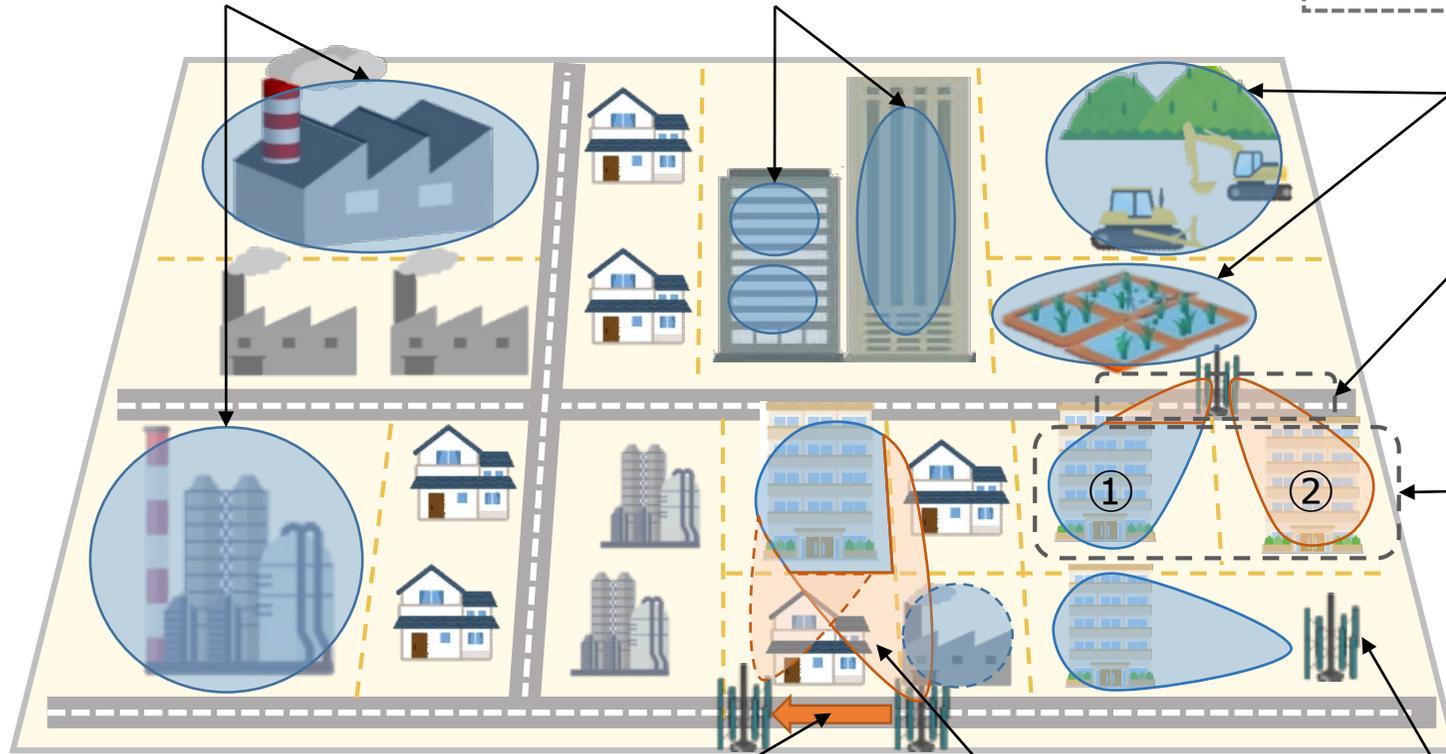
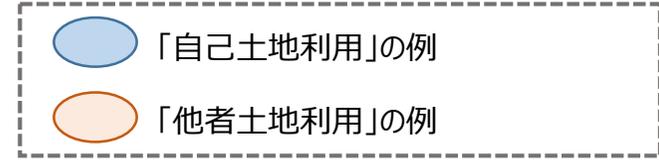
- 当面の間は、「他者の建物又は土地等」（当該建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼されている場合を除く。）での利用については、停止した状態での運用（原則として無線局を移動させずに利用する形態）の利用のみに限定する。  
（移動利用を禁止し、無秩序に面的なエリアカバーが進んでしまうことを防ぐことが目的）
- 「他者の建物又は土地等」での利用については、当該建物又は土地の所有者等によりローカル 5 G が利用されていない場合に限定する。
- 他者土地利用の免許取得後に、当該建物又は土地の所有者等が「自己土地利用」としてローカル 5 G を利用することとなった場合には、自己土地利用のローカル 5 G 無線局に混信を与えないように協議等を行い、空中線位置や方向の調整等を行う事を他者土地利用のローカル 5 G 無線局の免許の条件とする。なお、その場合においても、自己土地利用のローカル 5 G が一方的に参入するのではなく、共用の可能性等について事前に協議を行う場等を設けることとする。

## 自己土地利用（土地内）

土地の所有者による土地内利用

## 自己土地利用（建物内）

建物の所有者による屋内利用



自己土地利用（土地内）  
自己の土地内等で利用

他者土地利用（固定通信）  
道路に基地局を設置する場合には、  
基本的に他者土地利用となる。

自己土地利用／他者土地利用  
固定通信であればマンションの  
① 依頼を受けて自己土地利用  
② 依頼等なしで他者土地利用  
のどちらでもサービス提供することが  
可能

エリアがまたがる工場等（青点線）  
が所有者等利用を開始する場合には  
エリア調整をする必要あり

他者土地利用（固定通信）  
他人の土地をまたいで利用する場  
合は、他者土地利用

自己土地利用（土地内）  
マンションの敷地内に基地局もサー  
ビスエリアも収まっているのであれば  
土地内利用

- 全国キャリアのサービスを補完することを目的としてローカル 5 G の帯域を利用することは、ローカル 5 G の本来の趣旨に反する。
- 全国キャリアが第三者のローカル 5 G の機能を支援することは可能であるが、ローカル 5 G 帯域の免許付与はするべきではない。

※ 4.6-4.8GHz及び28.3-29.1GHzにおいては、必ずしも下記考えに縛られずに今後検討することとし、28.2-28.3GHzについても、今後追加検討をする可能性あり。

- 全国キャリア（全国キャリア向け帯域を使用する電気通信事業者）のサービスを補完することを目的として、ローカル 5 G 帯域を利用することは、ローカル 5 G の本来の趣旨に反する。
  - 例えば、ローカル 5 G 帯域と全国キャリア帯域をキャリアアグリゲーションして全国キャリアの利用者向けサービスを提供することや、全国キャリアの利用者がローカル 5 G のネットワークに対してローミングインする用途のみにローカル 5 G 帯域を用いることは認められない。
- ローカル 5 G のサービスを補完することを目的として、全国キャリア帯域を利用することは可能。
  - ローカル 5 G 利用者が敷地外に端末を持ち出した際に、全国キャリア網(4 G/5 G 問わず)を使えることなどを想定。
- 全国キャリアについては、当面の間、ローカル 5 G 帯域の免許付与はするべきではない。
  - 全国キャリアについては、
    - ✓ 開設計画の認定を受けた全国サービス向けの 5 G 帯域の利用をまず優先すべきであること
    - ✓ 全国キャリア向け帯域で、基本的にローカル 5 G と同様のサービスを提供する可能であること等を考慮し、当面の間は、免許付与をするべきではない。
  - 全国キャリアが、ローカル 5 G の免許自体を取得せずに、第三者のローカル 5 G システムの構築を支援することは可能。

## <ローカル 5 G の技術的条件>

周波数帯	28.2-28.3GHz	
通信方式	TDD	
多重化方式/ 多元接続方式	基地局	OFDM及びTDM
	移動局	OFDMA又はSC-FDMA
変調方式	基地局	QPSK/16QAM/64QAM/256QAM
	移動局	$\pi/2$ -BPSK/QPSK/16QAM/64QAM/256QAM
占有周波数帯幅の 許容値	基地局	50MHz/100MHz
	移動局	50MHz/100MHz
不要発射強度の値	基地局	占有周波数帯幅毎に隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアスを規定
	移動局	占有周波数帯幅毎に隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアスを規定
最大空中線電力及び 空中線電力の許容偏差	基地局	最大電力：原則として、屋外では5dBm/MHz以下、屋内では0dBm/MHz以下注 許容偏差：定格空中線電力の $\pm 5.1$ dB以内
	移動局	最大電力：定格空中線電力の最大値は23dBm以下 許容偏差：定格空中線電力に3.6dBを加えた値以下
空中線絶対利得の許容値	基地局	原則として、23dBi以下
	移動局	20dBi以下
周波数の許容偏差	基地局	$\pm(0.1\text{ppm} + 12\text{Hz})$ 以内
	移動局	$\pm 0.105\text{ppm}$ 以内

地域BWA帯域における自営等BWAへの周波数割当ての対象範囲は以下のとおりとし、技術的条件等については地域BWAと同様とすることとする。

## ■ 免許の基本的な考え方

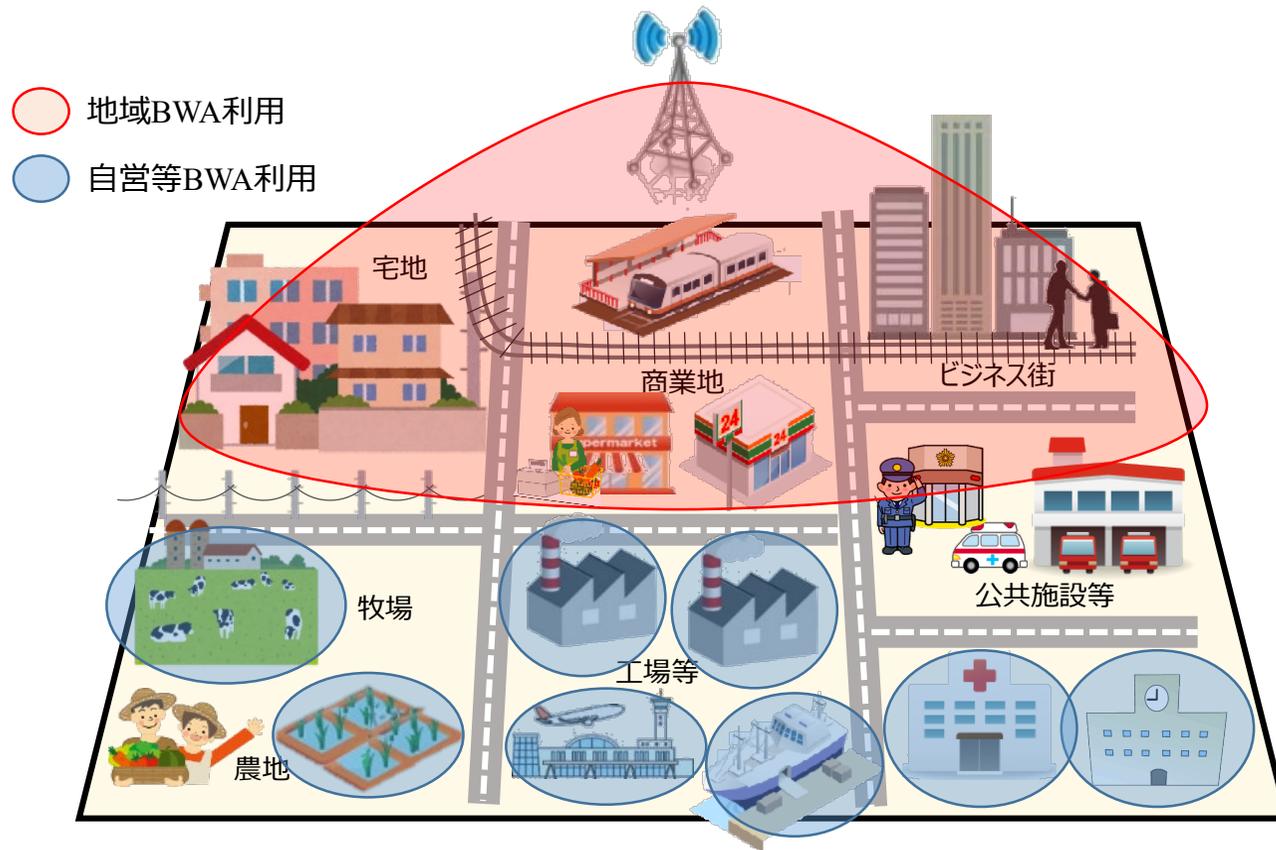
- 自営等BWAは、地域BWAで利用されていない場所又は近い将来利用する可能性が低い場所で開設することを基本とする。
- 「自己の建物内」又は「自己の土地内」で、建物又は土地の所有者等に免許することを基本とする。また、当該所有者等からシステム構築を依頼された者も、依頼を受けた範囲内で免許取得を可能とすることが望ましい。
- 建物又は土地の所有者等から依頼を受けて自営等BWAの免許を取得できる者は、地域BWAと同様とする。（全国キャリア（全国キャリア向け帯域を使用する電気通信事業者）及びその子法人等は免許を取得できない。）ただし、全国MNOの子会社等の関連企業が自営等BWAをローカル5Gのアンカーとして必要最小限の範囲で構築する場合に限って、免許取得を可能とする。
- 自営等BWAの免許取得後に、同じ場所において地域BWAが参入する場合には、地域BWAの無線局に混信を与えないように協議等を行い、自営等BWAの無線局の空中線位置や方向の調整等を行う事を自営等BWAの免許の条件とすることが適当である。ただし、その場合においても、地域BWAが一方向的に参入するのではなく、周波数の共用の可能性等について事前に協議を行う場等を設けることとする。

## ■ 技術的条件及び共用条件

- 地域BWAの技術的条件及び共用条件と同等

## ■ 電波の有効利用確保について

- 一定期間経過後に、当該帯域の利用度が低い（免許人が少ない、地理的カバー率が低い等）、理由無く非効率な技術を活用している事が明らかになった場合には、その利用方法の見直し等、電波の有効利用確保に向けた取組みを行う。



地域BWAは、電気通信事業であり、市街地（住宅街や駅・商業地等）を中心にエリア展開



工業地帯や農業地帯等の地域BWAが利用されていないエリア／近い将来利用される可能性が低いエリア  
においては、「自己の建物内」又は「自己の土地内」で自営等BWAの利用が可能

# 地域BWAと自営等BWAの相違点の整理

		地域BWA	自営等BWA
周波数帯域		2575-2595MHz	
利用通信方式		AXGP又はWiMAX R2.1 AE (TD-LTEと互換性あり)	
電波の利用目的		電気通信業務用	一般業務用 ただし、建物又は土地の所有者等から依頼を受けて免許を取得するケースにおいては、電気通信業務用となる
免許条件／サービス範囲		公共サービスの提供にかかる同意書等 取得した市区町村の範囲内	「自己の建物内」若しくは「自己の土地内」 又は「建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼された場合は、依頼を受けた範囲内」 (※公共サービスの提供にかかる同意書等は不要)
		全国キャリア※及びその子法人等は 免許取得不可	一部を除き全国キャリア※及びその子法人等は 免許取得不可
技術的 条件	周波数の許容偏差	3×10 <sup>-6</sup> 以下	
	占有周波数帯幅	20MHz以下	
	空中線電力	移動局：200mW以下 基地局：40W以下	
	空中線利得	移動局：4dBi以下 基地局：17dBi以下	
共用 条件	隣接帯域との共用	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、隣接する全国BWA事業者と同期及び協議が必要。</li> <li>同期しない場合には、隣接する全国BWA事業者との協議及び左右に5MHz幅のガードバンドが必要。</li> </ul>	
	地域BWAと自営等BWAの共用	優先的利用	二次的利用
		<ul style="list-style-type: none"> <li>自営等BWAは、地域BWAで利用されていない／近い将来利用する可能性が低い範囲で開設することを基本とする。</li> <li>自営等BWAの免許取得後に、同じ場所において地域BWAが参入する場合には、地域BWAの無線局に混信を与えないように、空中線位置の調整等を行う事を自営等BWAの免許の条件とする。</li> <li>周波数の共用の可能性等に関する話合いの場等を設けることとする。</li> </ul>	

※ 携帯電話サービス用及び広帯域移動無線アクセスシステム用の周波数（2575-2595MHzを除く。）を使用する電気通信事業者

- ローカル5G及び自営等BWAの導入に向けた省令（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等）、関連告示等の改正案等について令和元年9月28日から10月28日の間で意見募集を実施し、必要的諮問事項に関して5件の意見があった。

対象規定	改正内容
○ 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）【諮問事項】	
第3条（電気通信業務用無線局）	○自営等BWAの定義を整備するとともに、自営等BWAについては公共の福祉の増進に寄与する計画の保有を要しない旨規定を整備（第2号の2）
○ 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）【諮問事項】	
第4条の4（空中線電力の表示）	○ ローカル5Gの空中線電力を平均電力表示に追加（第2号第7号）
第15条の2（特定無線局）	○ 特定無線局の対象とする無線局にローカル5G及び自営等BWAの陸上移動局を追加（第5号の2、第7号の3）
第15条の3（無線設備の規格）	○ 特定無線局の無線設備の規格に電気通信業務以外のローカル5G及び自営等BWAの陸上移動局を追加（第5号の2、第7号の3）
○無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）	
別表第二号第2（無線局事項書の様式）	○ローカル5G及び自営等BWAの無線局免許申請の際に審査資料の添付等を追加
○ 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）【諮問事項】	
第3条（ローカル5G及び広帯域移動無線アクセスシステムの定義）	○ ローカル5Gの定義を規定するとともに、広帯域移動無線アクセスシステムについて、電気通信業務を行う目的としていたものを、一般業務を含めるように定義を変更（第10号、第15号）
第14条（空中線電力の許容偏差）	○ローカル5Gの無線設備をミリ波帯全国5Gの規定に対象として追加（第16号）
第24条（副次的に発する電波等の限度）	○ ローカル5Gの副次的に発する電波等の限度の規定を追加（第8項第10号）
第49条の6の12（ローカル5Gの無線設備）	○ローカル5Gの無線設備をミリ波帯全国5Gの規定に対象として追加（第2項）
別表第1号（周波数の許容偏差）	○ローカル5Gの無線設備をミリ波帯全国5Gの規定に対象として追加（9の項 注31）
別表第2号（占有周波数帯幅の許容偏差）	○ローカル5Gの無線設備をミリ波帯全国5Gの規定に対象として追加（第12の項）
別表第3号（スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値）	○ローカル5Gの無線設備をミリ波帯全国5Gの規定に対象として追加（17の項）

- ローカル5Gの無線設備（周波数帯：28.2～28.3GHz帯）について、当初、無線設備規則第49条の6の12第3項に規定していたが、ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社から、「**ローカル5Gの100MHz幅の技術基準（同条第3項）は、全国5Gのミリ波帯の100MHz幅の技術基準（無線設備規則第49条の6の12第2項）と同じ規定内容のため、全国5Gのミリ波の技術基準に規定し、差分となる項目のみを本項目に規定することが望ましい。**」との意見があった。
- 意見募集の結果を踏まえ、全国5G（同条第2項）とローカル5G（同条第3項）との間で、業務（電気通信業務、一般業務など）の違いやキャリアアグリゲーションの組合せの違い等はあるものの、基本的な技術基準が同様となるため、**ローカル5Gの規定を全国5Gミリ波の規定に統合することとし、その結果関連する省令についても、以下のとおり変更した。**

## 省令改正内容

### 【変更前】

- 1 電波法施行規則  
第15条の3（無線設備の規格）
- 2 無線設備規則  
第14条（空中線電力の許容値）  
第49条の6の12第2項（全国5Gミリ波帯）  
**第49条の6の12第3項**  
**（新設：ローカル5Gの無線設備）**
- 別表第1号（周波数の許容偏差）  
別表第2号（占有周波数帯幅の許容値）  
別表第3号（スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値）
- 3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則  
第2項（ローカル5Gの基地局及び陸上移動局を特定無線設備に追加）

統合

### 【変更後】

- 1 電波法施行規則  
第15条の3 電気通信業務を全国5Gミリ波帯の規定に統合し、一般業務等に関してのみ規定
- 2 無線設備規則  
第14条 全国5Gミリ波帯の規定に統合  
**第49条の6の12第2項**  
**（全国5Gミリ波帯及びローカル5Gの無線設備）**
- 別表第1号 全国5Gミリ波帯の規定に統合  
別表第2号 全国5Gミリ波帯の規定に統合  
別表第3号 全国5Gミリ波帯の規定に統合
- 3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則  
第2項 全国5Gミリ波帯の規定に統合したことから  
**既存の規定含まれるため改正不要**

	対象告示	制定根拠
1	○平成24年総務省告示第426号（電波法第6条第7項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）【一部改正】	電波法第6条第7項
2	○昭和61年郵政省告示第395号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）【一部改正】	電波法第7条
3	○平成15年総務省告示第344号（外国の無線局等の無線設備が電波法第3章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）【一部改正】	無線局免許手続規則第31条
4	○平成30年総務省告示第356号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）【一部改正】	無線局免許手続規則別表
5	○令和元年総務省告示第31号（総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）【一部改正】	無線設備規則第14条の2
6	○令和元年総務省告示第〇〇〇号（無線設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12、第49条の29の規定に基づき、キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件）【新規制定】	無線設備規則第49条の6の9等
7	○平成31年総務省告示第23号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の技術的条件を定める件）【一部改正】	無線設備規則第49条の6の12等
8	○平成24年総務省告示第435号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める件）【一部改正】	無線設備規則第49条の28等
9	○平成23年総務省告示第278号（登録検査等事業者等規則第17条及び別表第5号第3の3（2）の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）【一部改正】	登録検査等事業者等規則第17条
10	○平成23年総務省告示第279号（登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3（2）の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）【一部改正】	登録検査等事業者等規則第20条

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等に係る意見募集  
 －ローカル5G等導入のための制度整備－  
 （令和元年9月28日～令和元年10月28日意見募集）

提出件数 5件（法人 5件、個人 0件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見		考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社日立国際電気	電波法施行規則等の一部を改正する省令案等	<p>今回の省令案等は、ローカル5Gの早期導入を促進する制度整備であり、今後、地域に密着した多様なニーズの実現に向けた新たなビジネスチャンスの創出に期待をしております。このような観点から、本省令・告示案及びガイドライン案に賛同いたします。</p> <p>なお、今後、一層の導入円滑化に資する観点から、ローカル5G向けの周波数が拡張されることを期待しております。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
2	クアルコムジャパン合同会社		<p>・全国5Gとローカル5Gの両方に対応する製品に対しては、技術的懸念がない限り、同じ内容で二重に特定無線設備の技術基準適合証明を得るそれぞれ取得する必要がないような制度とすべきと考えます。</p> <p>なお、別紙1によれば、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正し、設備規則第四十九条の六の十二第二項又は第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局及び陸上移動局に使用するための無線設備を、法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備として定めるとしています。一方別紙4では、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正し、設備規則第四十九条の六の十二第二項及び第三項に規定する陸上移動局の無線設備それぞれに対して、異なる無線設備の規格コードを割り当てるとしています。これは、設備規則第四十九条の六の十二第二項に定める無線設備と設備規則第四十九条の六の十二第三項に定める無線設備を異なる無線設備として定めることを意味しており、全国5Gとローカル5Gの両方に対応する製品に対しては、特定無線設備の技術基準適合証明をそれぞれ取得する必要がある、ということになるのでしょうか。ローカル5Gと全国5Gは同一の無線通信規格を用いており技術的要件も共通であることから、同一の機器をローカル5Gと全国5Gの両方で使えるよう開発・製品化されるケースが多いと思われます。ある製品について、同じ内容で二重に技術基準適合証明を得るようなことになると、製品コスト増や市場投入の遅延を起すかねません。この点ご配慮いただき、技術的要件に差分がない限り、技術基準適合証明をローカル5Gと全国5G共通で取得できるよう法整備をお願い申し上げます。</p>	<p>本改正によって、全国5G向けの無線設備とローカル5Gの無線設備について一体的に技術基準適合証明を受けることが可能です。</p> <p>なお、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）については、無線局免許申請の際に必要なコードを定めるものであり、技術基準適合証明の取得の際に使用するコードとは異なるものとなります。</p>	無

3	一般社団法人 情報通信ネット ワーク産業 協会	電波法施行規則等 の一部改正 ローカル5G導入 に関するガイドラ イン案	今回、電波法施行規則等の一部の改正する省令案、およびローカル5G導入に関するガイドライン案等が作成され、ローカル5G導入に向けた制度整備が進むことに賛同いたします。 4. 5GHz帯についても、ローカル5G導入に向けた制度整備が順調に進められることを希望いたします。	本改正案への賛同意見として承ります。	無
		省令等改正案の概 要 ローカル5Gの技 術的条件 (28. 2-28. 3GHz) ・ 最大空中線電力 及び空中線電力の 許容偏差 ・ 空中線絶対利得 の許容値	28GHz帯の基地局は、RFコネクタ無しでアンテナと増幅器が一体となった基地局となることもあり、その場合には、空中線電力の測定を装置内で行うことが難しい場合も想定されます。 従い、良好な電波環境の維持に向けて、アンテナ一体型の基地局の評価方法の検討も必要になるものと考えられますので、評価に関することについても触れていただければと思います。	情報通信審議会答申（令和元年6月18日）において、試験機器に空中線端子がない場合の測定法については、OTAによる測定法を適用することが適当であるとされており、今後、必要に応じて所用の整備を行ってまいります。	無
4	ソフトバンク 株式会社	電波法施行規則等 の一部を改正する 省令案 無線設備 規則の一部改正 (p. 8) 別紙2_昭和六十一年 郵政省告示第三 百九十五号の一部 を改正する告示案 など	無線設備規則などでは、ローカル5G向けの技術基準が、第49条6の12第3項と通常のミリ波の全国5Gの技術基準（第49条6の12第2項）とに分けて記載されており、関連する告示も技術的条件を分けて記載されております。 本来、ローカル5Gの100MHz幅の技術基準は、全国5Gミリ波の100MHz幅の技術基準と同じ規定内容と考えます。 従いまして、全国BWA・地域BWA・自営BWAと同様に無線設備規則の規定や関連告示を利用周波数帯により区別する、もしくは原則は今回のローカル5Gの前項となる全国ミリ波の技術基準（設備規則第49条の6の12第2項）に規定するものとし、差分がある場合は、「前項に規定する条件のほか次に掲げる条件に適合する」などと、差分となる項目のみを本項に規定することが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、無線設備規則の一部改正案について、第四十九条の六の十二第二項を以下のように変更し、ローカル5Gの技術基準の規定項目（無線設備規則第四十九条の六の十二第二項）を引用する関係する其他省令についても規定を変更いたします。  無線設備規則第四十九条の六の十二第二項 27GHzを超え28. 2GHz以下又は28. 3GHzを超え29. 5GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備及び28. 2GHzを超え28. 3GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	有
5	Wireless City Planning株式 会社	電波法施行規則等 の一部を改正する 省令案 無線設備 規則の一部改正 (p. 8) 別紙2_昭和六十一年 郵政省告示第三 百九十五号の一部 を改正する告示案	無線設備規則などでは、ローカル5G向けの技術基準が、第49条6の12第3項と通常のミリ波の全国5Gの技術基準（第49条6の12第2項）とに分けて記載されており、関連する告示も技術的条件を分けて記載されております。 本来、ローカル5Gの100MHz幅の技術基準は、全国5Gミリ波の100MHz幅の技術基準と同じ規定内容と考えます。 従いまして、全国BWA・地域BWA・自営BWAと同様に無線設備規則の規定や関連告示を利用周波数帯により区別する、もしくは原則は今回のローカル5Gの前項となる全国ミリ波の技術基準（設備規則第49条の6の12第2項）に規定するものとし、差分がある場合は、「前項に規定する条件のほか次に掲げる条件に適合する」などと、差分となる項目のみを本項に規定することが望まし	ご意見を踏まえ、無線設備規則の一部改正案について、第四十九条の六の十二第二項を以下のように変更し、ローカル5Gの技術基準の規定項目（無線設備規則第四十九条の六の十二第二項）を引用する関係する其他省令についても規定を変更いたします。  無線設備規則第四十九条の六の十二第二項 27GHzを超え28. 2GHz以下又は28. 3GHzを超え29. 5GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う	有

		など	いと考えます。	<u>基地局又は陸上移動局の無線設備及び28.2GHzを超え28.3GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</u>	
--	--	----	---------	---	--

注 その他、必要的諮問事項以外の省令及び告示の改正案並びにローカル5G導入に関するガイドライン案に関するものが29件、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件ございました。

令和元年 11 月 18 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案  
(令和元年 11 月 18 日 諮問第 25 号)

[ローカル 5G 等の導入]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長、木原)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(伊藤周波数調整官、塚本係長)

電話：03-5253-5875

## 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (ローカル 5 G 等の導入)

### 1 諮問の概要

地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第 5 世代移動通信システム（ローカル 5 G）は、地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できるものであり、本年 6 月 18 日に情報通信審議会において技術的条件の一部答申を受けた。

今般、これを踏まえ、28GHz 帯のローカル 5 G 及び 2.5GHz 帯の自営等 BWA の導入に必要な制度整備を行うべく、必要となる周波数割当計画（平成 24 年総務省告示第 471 号）の変更を行うものである。

### 2 変更概要

2.5GHz 帯においては、周波数割当表の 2545MHz から 2655MHz の移動業務（航空移動を除く。）のうち、2575MHz から 2595MHz までの無線局の目的に「公共業務用」及び「一般業務用」を追加し、BWA と地域 BWA 又は自営等 BWA との周波数を区分するとともに、別表 10-4 を削除する。

28GHz 帯においては、周波数割当表の 27.5GHz から 28.5GHz までの移動業務のうち、27.5GHz から 28.2GHz までの無線局の目的を「電気通信業務用」のみとし、5 G とローカル 5 G との周波数を区分する。

### 3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

### 4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和元年 9 月 28 日（土）から同年 10 月 28 日（月）までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見は無かった。

# 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (ローカル5G等の導入)

## 諮問の概要

地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム(ローカル5G)は、地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できるものであり、本年6月18日に情報通信審議会において技術的条件の一部答申を受けた。

これを踏まえ、28GHz帯のローカル5G及び2.5GHz帯の自営等BWAの導入に必要な制度整備を行うべく、必要となる周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)の変更を行うものである。

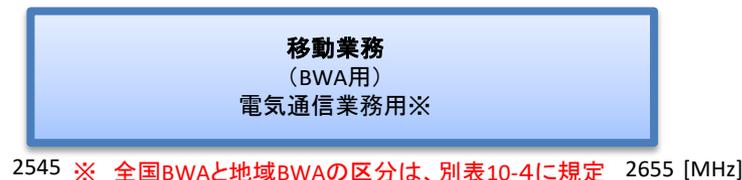
## 変更の概要

- 2.5GHz帯においては、周波数割当表の2,545MHzから2,655MHzの移動業務(航空移動を除く。)のうち、2,575MHzから2,595MHzまでの無線局の目的を「電気通信業務用」、「公共業務用」及び「一般業務用」とするとともに、別表10-4を削除する。
- 28GHz帯においては、周波数割当表の27.5GHzから28.5GHzの移動業務のうち、28.2GHzから28.5GHzまでの無線局の目的を「電気通信業務用」、「公共業務用」及び「一般業務用」とし、27.5GHzから28.2GHzまでの無線局の目的は「電気通信業務用」のみとする。

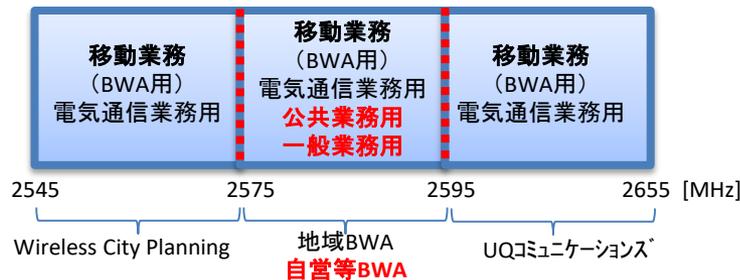
## 変更のイメージ

### 【2.5GHz帯】

変更前

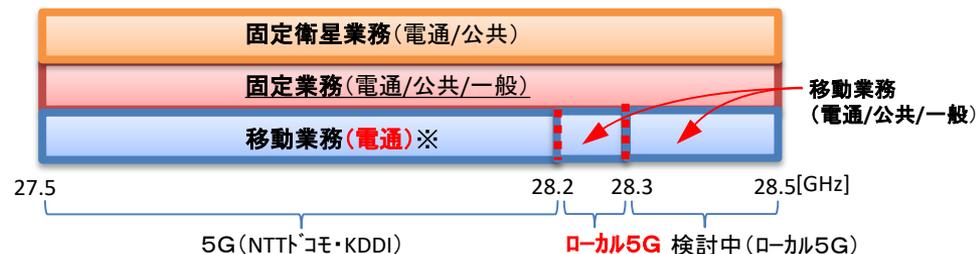


変更後



※ 別表10-4は削除

### 【28GHz帯】



※ 電通は携帯無線通信に限定(別表10-3)